

(仮称) 第3期県立高校将来構想答申中間案に関する パブリックコメントについて

1 目的

県立高等学校将来構想審議会（以下「審議会」という）が「(仮称) 第3期県立高校将来構想」の答申をまとめるに当たり、当該答申中間案に対して広く県民等から意見を募集し、もって県民の参画による開かれた教育行政の推進に資することを目的とする。

2 実施機関

宮城県教育委員会

3 公表について

(1) 答申中間案等の公表

平成30年6月19日（火）（予定）

(2) 公表資料

- ① (仮称) 第3期県立高校将来構想答申中間案 概要
- ② (仮称) 第3期県立高校将来構想答申中間案 全文

(3) 公表場所

教育庁教育企画室のホームページに掲載するとともに、県庁県政情報センター及び各地方振興事務所県政情報コーナー（仙台地方振興事務所を除く）並びに教育企画室に備え置き供覧する。

(4) 周知広報

教育企画室のホームページや「県からのお知らせ」（新聞・ラジオ）など県広報媒体のほか、記者発表資料の投げ込み等により、意見募集の周知広報を行う。

4 意見の提出について

(1) 意見の募集期間

平成30年6月19日（火）から平成30年7月18日（水）まで（予定）

(2) 意見の提出方法

郵便，ファクシミリ，電子メール

(3) 意見で用いることのできる言語の種類

日本語

(4) 意見提出者に関して明記を求める事項

氏名又は団体の名称及び代表者名，住所，男女別，年齢，職業

(5) 意見の提出先

宮城県教育庁教育企画室教育改革班

5 意見の取扱い

- (1) 提出された意見については、意見の概要及び意見者の属性（性別、年齢等）を教育企画室で整理し、直近の審議会に報告する。その際、意見提出者の氏名等の個人情報付さないものとする。
- (2) 提出された意見のうち、趣旨が不明確なもの、公表することにより県民等の権利利益を侵害する恐れがあるもの及び4（4）で求める事項の記載のないものについては、審議会に報告しないものとする。
- (3) 審議会は、提出された意見を十分考慮して、答申をまとめるものとする。
- (4) 審議会は（3）により答申をまとめたときは、提出された意見の概要と意見者の属性（性別、年齢等）、これらに対する審議会の考え方を公表するものとする。ただし、意見のうち単なる賛否のみの表明に係るもの及び公表した答申中間案と関連のないものについては、審議会の考え方を公表しないこととする。
- (5) 審議会は（3）により答申中間案を修正したときは、その修正の内容及び理由等を答申と併せて公表するものとする。

6 その他

本パブリックコメント手続きの実施に関し必要な事項は、宮城県が定める「県民の意見提出手続きに関する要綱」の例により取り扱うものとする。